入 札 説 明 書

本件調達に関し、競争入札に参加しようとする者は、本入札説明書、会計法、その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるものを熟知し、かつ、遵守しなければならない。

１．件名

大分公共職業安定所の照明設備改修工事

２．工事概要及び仕様、履行場所

別添「共通仕様書」等のとおり

３．履行期限

令和９年３月 23 日（火）まで

４．競争参加資格

（１） 予算決算及び会計令第 70 条に該当しない者であること。
当該契約を締結する能力を有しない者(未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で複権を得ない者。

（２） 予算決算及び会計令第 71 条に該当しない者であること。
以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

（３） 令和７・８年度の厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、「電気」で「C」又は「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

（４） 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料に滞納がない者であること。

（５） 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（６） 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（７） 労働関係法令を遵守していること。

（８） 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

５．入札参加申込書等の提出

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

（１）提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）午後４時００分

（２）提出場所

〒870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 大分第２ソフィアプラザビル３階
大分労働局総務部総務課会計第二係
電話 097-536-3211

（３）提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・入札参加申込書（別紙１） ・委任状（別紙２）（※該当者のみ） ・誓約書（別紙４） ・自己申告書（別紙５）	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。 （持参もしくは郵送可）

② 紙による入札の場合

提出書類	提出方法
・入札参加申込書（別紙１） ・委任状（別紙２）（※該当者のみ） ・紙入札参加申出書（別紙３） ・誓約書（別紙４） ・自己申告書（別紙５）	持参もしくは郵送により提出すること。

③ その他

上記①、②の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

６．入札執行の日時及び場所等

（１） 開札の日時及び場所

日　時　　令和８年 11 月 25 日（水）　午前 10 時 00 分（午前９時 50 分から開場）

場　所　　大分労働局総務部総務課（大分市東春日町 17 番 20 号　大分第２ソフィアプラザビル３階）

（２） 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（３） 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

（４） 再度入札の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

７．入札書等の提出について

入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙４）を提出しなければならない。

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、別紙３の様式により事前に申し出る必要がある。また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

入札金額については、総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書へ記載すること。

一旦提出した入札書は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しを行うことができない。

入札書の添付書類である**「入札金額内訳書」**については、添付の様式を使用し、全ての欄に記載をすること。

よって、金額を一括で取りまとめての記載、内訳の一部あるいは全部の省略、様式を加工した場合は、全て失格とするため留意のこと。

また、入札金額内訳書には、「科目別内訳書」、「中科目別内訳書」、「作目別内訳書」を添付すること。（任意様式可）

（１） 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和８年 11 月 25 日（水）午前９時 30 分（入札公告のとおり）

＊電子調達システムに設定されてある日時までとする。（電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

（２） 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和８年 11 月 25 日（水）午前９時 30 分（入札公告のとおり）

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒870-0037　大分市東春日町 17 番 20 号　大分第２ソフィアプラザビル３階

大分労働局総務部総務課会計第二係　　電話　097-536-3211

③　入札書は、別紙様式による「入札書」にて作成し、封筒に入れ封印し、その封被に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（「支出負担行為担当官大分労働局総務部長」と記載）及び「〔○○○○（入札件名）〕入札書在中」と朱書しなければならない。
　なお、入札書の提出は直接持参を基本とすることとし、郵送を希望する場合は後記連絡先まで連絡すること。

８．代理人による入札

（１）　代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。
　技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。
　なお、電子入札においては、複代理人による応札は認めない。

（２）　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、入札前（※上記５参照）に別紙２の様式による「委任状」を提出しなければならない。

（３）　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札において他の入札者の代理を兼ねることができない。

９．落札者の決定方法

（１）　本案件は「低入札価格調査制度の対象案件」であり、低入札価格調査基準額を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力する義務が生ずる。詳しくは下記「14」を参照。

（２）　本入札は一般競争入札とし、落札者の決定は、原則として、本件入札公告及び本説明書に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断したものであって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

（３）　落札者となる同価格の入札者が２者以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより落札者を決定する。

（４）　入札の結果、予定価格の制限内で落札者がないときは、直ちに再入札に付する。

（５）　競争入札において入札者が無くなった時、又は落札者が無いときは、予定価格の制限内で随意契約をすることができる。

（６）　落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書（落札通知書）により通知するものとする。

10．入札の無効

　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
　上記７の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

11．入札の延期等

　入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

12．入札保証金及び契約保証金

　免除

13．　再委託について

　業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。
　なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

14．低入札価格調査制度について　※応札者はこれに同意したものとするため、留意すること。

（１）　本案件は、低入札価格調査制度の対象案件であるため、開札後、最低価格の応札額が大分労働局の定める低入札価格調査基準額に満たなかった場合、開札は保留となる。法令等（※注１）の規定に基づく事後の調査の結果、後日落札者を決定する。その際、入札者は当該調査に協力する義務があること。

（２）　当該調査は低入札価格調査基準額を下回っている応札額を提示した入札者全員に対して実施されること。

（３）　最低価格の入札者が何らかの事由で辞退を申し出た場合でも当該調査は実施されること。
（４）　入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができないこと。
（５）　当該調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある等と認められる応札額であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすること（契約内容に適合した履行が見込まれる最低価格の次順位者を落札者とする。）。
（６）　入札価格の積算に当たっては、最新の各種統計等（※注）も参照しつつ、業務に必要な人件費、原材料費、エネルギーコスト等についての実勢価格等を適正に反映させること。
※注１　「法令等」は、会計法第 29 条の６、予算決算及び会計令第 86 条
※注２　最新の各種統計等は、都道府県別最低賃金、一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃（国土交通省告示）、毎月勤労統計調査の賃金指数（厚生労働省公表）、各種物価指標など。

15．その他

（１）　契約手続に使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
（２）　入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約金額とする。
（３）　契約書は、大分労働局所定のものを使用し、当局の契約者は、支出負担行為担当官　大分労働局総務部長とする。
（４）　納品検査終了後、適法な支払請求書を受理した日から 40 日以内に支払う。
（５）　入札結果については公表する。
（６）　電子調達システムに関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。
①ＦＡＱ・問い合わせ　　『調達ポータル』URL　https://www.p-portal.go.jp/faq
②電子調達システムヘルプデスク　電話番号（ナビダイヤル）0570－000－683
（７）　人権尊重への取り組み
入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

16．質問事項

その他、仕様等の内容及び入札、契約関係についての疑義が生じた場合は、書面により令和８年 11 月 23 日（月）午後４時までに下記連絡先まで提出すること。

連絡先　〒870-0037
大分市東春日町 17 番 20 号　大分第２ソフィアプラザビル３階
大分労働局総務部総務課 会計第二係　　担当者　栗嶋
電　話　097-536-3211

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、価格交渉に誠実に対応します。まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

1. 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
2. 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
3. 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口　お問い合わせ先

担当　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail　keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX　03-3595-2121

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare